

令和 8 年度 大垣市監査計画

大垣市監査基準第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度の監査計画を次のとおり策定する。

1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独任制の執行機関として、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、住民の福祉の増進及び市政への信頼確保に資するため、次の方針に基づき監査を実施する。

- (1) 法令等に従って適正かつ正確に執行されているかという視点を主眼とするほか、経済性、効率性及び有効性の視点到に留意する。
- (2) これまでの監査結果等を踏まえ、リスクのより高い事務・事業に重点を置くなど、効率的かつ効果的な監査を実施する。
- (3) 監査の過程において、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、内部統制に留意して監査を実施する。
- (4) 監査の指摘事項等に対する措置が適切に講じられ、是正・改善が有効に進められるよう適宜確認等を行い、監査の実効性を確保する。
- (5) 透明性の高い開かれた監査を推進し、監査に関する情報を市民にわかりやすく発信する。

2 実施予定の監査等の種類

- (1) 財務監査
- (2) 行政監査
- (3) 財政援助団体等監査
- (4) 決算審査
- (5) 例月現金出納検査
- (6) 健全化判断比率等審査
- (7) 共同設置機関の監査
- (8) 工事監査

3 監査等の日程

「令和 8 年度 監査等日程」のとおり

4 個々の監査等の関連

個々の監査等の実施にあたり、相互に有機的な関連を持たせ、総合的に成果が上がるように努める。

5 監査等結果の報告及び公表

監査等の結果については、報告書（意見書）を作成し、関係機関に提出するとともに、監査の結果に基づく措置状況について、市長等に適時報告を求め関係法令等に基づき公表する。

6 その他

監査実施計画に定める監査等のほかに監査を実施する必要が生じた場合は、別途、実施計画を定めて実施することとする。

○ 監査実施計画

1 財務監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(1) 監査の対象 「令和8年度 財務監査（定期監査）対象所属一覧表」
のとおり

※ 全所属を2年で一巡するように監査を実施する。
（こども園等は4年で一巡）

(2) 実施時期 令和8年7月～令和9年3月

2 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(1) テーマ 「公用車の管理状況について」

(2) 所管課 総務部 契約管財課

(3) 実施時期 令和8年9月～令和9年3月

令和8年度 財務監査（定期監査）対象所属一覧表

部 局 名	所 属 名
企画部	人事課 地域創生戦略課
総務部	行政管理課 財政課 契約管財課
市民活動部	市民活動推進課 窓口サービス課 東部サービスセンター、南部サービスセンター 北部サービスセンター
墨俣地域事務所	地域政策課、市民福祉課、産業建設課
生活環境部	クリーンセンター（リサイクルセンターを含む）
健康福祉部	社会福祉課 障がい福祉課
こども未来部	保育課 西保育園、すもと保育園、日新こども園、青墓こども園 安井幼稚園
経済部	商工観光課 産業振興室
建設部	管理課 道路課 治水課
水道部	企画経営課 水道課 下水道課 浄化センター
教育委員会事務局	庶務課 学校教育課 教育総合研究所 図書館（上石津、墨俣を含む） 日本昭和音楽村管理事務所 東中学校、西中学校 東小学校、西小学校、宇留生小学校、青墓小学校
市民病院	事務局 庶務課 事務局 施設課 事務局 医事課 地域医療連携部 よろず相談・地域連携課
議会事務局	議事調査課
その他	会計課

※ 全所属を2年で一巡するように監査を実施する。（こども園等は4年で一巡）

3 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

（1）監査の対象

財政援助団体：公益財団法人大垣勤労者福祉サービスセンター
所 管 課：経済部 商工観光課

（2）実施時期 令和 8 年 10 月～令和 9 年 3 月

4 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

（1）審査の対象

- ① 令和 7 年度 大垣市一般会計・特別会計及び歳入歳出外現金
- ② 令和 7 年度 大垣市財産区会計（議会設置 11 財産区）
- ③ 令和 7 年度 大垣市病院事業会計・水道事業会計・簡易水道事業会計・公共下水道事業会計・特定環境保全公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計

（2）実施時期

- ① 令和 8 年 6 月～ 8 月
- ② 令和 8 年 9 月～10 月
- ③ 令和 8 年 6 月～ 7 月

5 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

（1）検査の対象（前月分の出納）

- ① 大垣市一般会計・特別会計及び基金、歳入歳出外現金
- ② 大垣市財産区会計（議会設置 11 財産区）
- ③ 大垣市病院事業会計・水道事業会計・簡易水道事業会計・公共下水道事業会計・特定環境保全公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計

（2）実施時期 原則として、毎月 26 日

6 健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(1) 審査の対象

- ① 令和7年度決算に基づく健全化判断比率 (一般会計等)
- ② 令和7年度決算に基づく資金不足比率 (公営企業会計)

(2) 実施時期 令和8年7月～8月

7 共同設置機関の監査 (地方自治法第252条の11第4項)

共同設置機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているか監査する。

(1) 監査の対象

共同設置機関 : 大垣地域公平委員会
所 管 課 : 総務部 行政管理課

(2) 実施時期 令和8年7月～8月

8 工事監査 (地方自治法第199条第5項)

市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかという観点から監査を実施する。

監査を実施するにあたり、専門技術士に書類及び現地技術調査を委託する。

(1) 監査の対象 工事の内容及び進捗状況に応じて選定

(2) 実施時期 令和8年8月～令和9年3月

令和8年度 監査等日程

監査等区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 財務監査					→								
2 行政監査							→						
3 財政援助団体等監査							→						
4 決算審査	一般会計・特別会計等			→									
	財産区会計 (議会設置11財産区)						→						
	病院事業会計 水道事業会計ほか1会計 公共下水道事業会計ほか2会計			→									
5 例月現金 出納検査	一般会計・特別会計等 財産区会計(議会設置11財産区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	病院事業会計 水道事業会計ほか1会計 公共下水道事業会計ほか2会計		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 健全化判断比率等審査 (健全化判断比率、資金不足比率)					→								
7 共同設置機関の監査 (大垣地域公平委員会)					→								
8 工事監査						→							

※ 監査実施計画に定める監査等のほかに監査を実施する必要がある場合は、別途、実施計画を定めて実施する。